

# News Release

2021年6月24日

## 内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)登録のお知らせ

株式会社日立物流は、2021年6月11日付で、消費者庁所管の「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」の自己適合宣言登録事業者として登録されましたのでお知らせします。

「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」は、企業の内部統制およびコーポレート・ガバナンスの重要な要素である内部通報制度の適切な整備・運用の促進を図るため、消費者庁が2019年2月から導入した制度です。事業者が自らの内部通報制度を評価した内容で申請を行い、消費者庁指定の登録機関による審査で、認証基準(※1)に適合している場合、自己適合宣言登録事業者として登録され、所定のWCMS(※2)マークの使用が許諾されます。

当社グループでは、違法行為、不適切な行動に関して、早期発見・是正を図るため、社員をはじめとする関係者が安心して通報できる仕組みとして、2004年から内部通報制度を導入しております。本制度は、当社およびグループ会社の役員、社員、パートナー社員など、国内外の当社グループに勤務するすべての関係者のほか、当社グループの取引先従業員の方が利用できます。

今後も、内部通報制度の整備および運用の継続的改善を図るとともに、お客さまや社会の信頼にお応えできるよう、コンプライアンス体制の一層の強化を図ってまいります。

※1:「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」

(2016年12月9日消費者庁)に基づく内部通報制度認証基準

ガイドラインの詳細は消費者庁のWebサイトをご参照ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/)

※2: WCMS: Whistleblowing Compliance Management System



WCMS マーク

以上

### 【お問い合わせ先】

(株)日立物流 人事総務本部 法務部  
広報部

TEL:03-6263-2815

TEL:03-6263-2803